

種 別	規 程
制 定	平 1 4 . 3 . 2 8
改 正	平 2 1 . 3 . 2 6
実 施	平 2 1 . 4 . 1
公 布 者	理 事 長

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人四国電気保安協会寄附行為第20条ただし書きの規定の施行について必要な事項を定める。

(報酬支給対象者)

第2条 報酬支給対象者は、常勤理事及び常勤監事(以下本規程では、「役員」という。)とする。

(報酬の種類)

第3条 報酬の種類は、月額報酬及び特別手当とする。

(月額報酬)

第4条 月額報酬の額は、別に定める。

ただし、理事の月額報酬額は使用人分を含むものとする。

(月額報酬の支給日及び支給方法)

第5条 月額報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、これらの日の前日とする。

2 月額報酬は、第4条に定める月額報酬の額から法令に基づくもの及び別に定めるもの等月額報酬から控除すべき額を控除した額を支給する。

(特別手当)

第6条 特別手当は、6月1日からその年の11月30日までの間(以下上半期という。)又は12月1日から翌年5月31日までの間(以下下半期という。)に、それぞれ役員として在任した者に対し、理事長が決定し、支給する。ただし、次の場合は別に定める。

- (1) 役員が期中の途中で就退任した場合
- (2) 役員に期中の途中で役職変更があった場合

- 2 特別手当額は、当該役員の11月30日若しくは5月31日又は役員を退任した日における第4条に定める月額報酬の額に、予算の範囲内においてその都度別に定める係数を乗じて得た額とする。
- 3 職務上の義務に違反し、役員を解任された者には当該半期の特別手当は支給しない。

(特別手当の支給日及び支給方法)

- 第7条 特別手当の支給日は、12月及び6月においてその都度理事長が決定する。
- 2 特別手当の支給方法については、第5条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(平成21年3月26日第194回理事会議決)